

IP通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2021年6月24日現在

～2021年6月30日

2021年7月1日～

目次 (略)

第1章～第14章 (略)

別記 (略)

目次 (略)

第1章～第14章 (略)

別記 (略)

附 則 (令和3年6月15日 A P S 1 サ第00794789号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、この改正規定により適用を開始する電話リレーサービス料に関し、次に掲げる備考欄の期間について、令和3年度においては、令和3年7月利用分から起算して適用するものとします。

(1)別冊(シェアードIP-PBXサービス) 料金表第1表(料金(附带サービスの料金を除きます。)) 第1(利用料金) 5(第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの) 5-2-3-1(電話リレーサービス料)の備考欄

(2)別冊(ドットフォンサービス) 料金表第1表(料金(附带サービスの料金を除きます。)) 第1(利用料金)の1(第1種ドットフォン契約に係るもの) 1-2-2-1(電話リレーサービス料)、2(第2種ドットフォン契約に係るもの) 2-2-2-1(電話リレーサービス料)及び3(第3種ドットフォン契約に係るもの) 3-2-2-1(電話リレーサービス料)の備考欄

(3)別冊(NTT Comひかり電話サービス) 料金表第1表(料金(附带サービスの料金を除きます。)) 第1(利用料金) 2(料金額) 2-4(電話リレーサービス料)の備考欄

3 当社は、この改正規定により適用を開始する電話リレーサービス料に関し、次に掲げる第6種シェアードIP-PBXサービスについても適用します。

(1)A P S 1 サ第00734470号(令和3年1月20日付)の附則2に係るもの

4 V V 販第400157号(平成26年7月28日)の附則2を、令和3年7月1日をもって次のと

～2021年6月30日

2021年7月1日～

おり変更します。

2 当社が第1種ドットフォン契約（タイプ1に係るものに限り、以下この附則2～6において同じとします。）及び第3種ドットフォン契約（タイプ6に係るものに限り、以下この附則2から6において同じとします。）に係る料金その他の債務を一括して請求する方法（IP通信網サービス契約約款 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限り））料金表第1表（料金）1-1（10）に規定する統合請求の方法、共通編第34条の3に規定する当社が請求事業者に債権を譲渡し、請求事業者が請求する方法及び当社所定と異なる方法により請求する方法を除きます。以下この附則2から6において同じとします。）により請求している場合であって、第3種ドットフォン契約者（タイプ6に係る者に限り、以下この附則2から6において同じとします。）から平成26年7月28日から平成27年1月27日までの間にこの割引の申出があり、当社がその申出を承諾したときは、第3種ドットフォン契約に係る料金が適用される料金月に限り、その第3種ドットフォン契約に係る利用料金（定額料に限り）、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を適用しません。